

葛飾区グリーンICT調達基準

22 葛政情第 6 3 2 号
平成 2 3 年 3 月 3 1 日
副 区 長 決 裁

1 目的

この基準は、葛飾区情報システム調達ガイドラインに従って調達する情報システム関連製品の調達に際し、ハード面及びソフト面でエネルギー利用効率の改善及び二酸化炭素排出量の削減を図り、地域環境の負荷軽減に資することを目的とする。

2 情報システム関連の調達方針

(1) ハード面

ア 調達数の適正化

物品の調達に当たっては、必要性と必要量を十分検討し、調達数をできるだけ抑制すること。

イ 環境負荷の低減に配慮した物品の選定

物品の選定に当たっては、価格や品質、利便性のほか、資源・エネルギーの消費が少ないこと、リサイクルが可能なこと、再生素材を多く使用していることなど、環境負荷の低減に配慮した物品を選定すること。

(2) ソフト面

ア サーバ仮想化

情報システムのサーバは、1 台のサーバを複数台のコンピュータとして稼働させる技術を用い、調達数をできるだけ抑制すること。

イ 搭載機器・機能の簡素化

情報システムのクライアント端末機は、必要な機能のみを有するシンプルな端末機を導入し、電力消費量を削減すること。

3 調達対象品目

(1) 特定調達品目の調達

「葛飾区グリーン購入推進指針」別表 1 「物品等調達のための推奨リスト」に掲載されている製品の O A 製品のうち次の情報システム関連製品を調達しようとするときは、特別の理由のない限り「調達判断基準」を満たすものを調達すること。

- ・電子計算機
- ・プリンタ等

- ・磁気ディスク装置
- ・ディスプレイ
- ・記録用メディア
- ・カートリッジ等

(2) 特定調達品目以外の調達

特定調達品目以外の物品等を調達する場合にあつては、エコマーク、グリーンマーク、国際エネルギースターロゴ、省エネラベル等の環境ラベルの認定を受けている製品又はこれと同等のものを調達するように努めること。

4 調達判断基準

国の定める「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」の“各特定調達品目及びその判断の基準等”に準ずる。

＊「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」は、年度ごとに見直しが入る可能性があるので注意すること。

参考: グリーン購入法.net

<http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/index.html>

5 情報システム関連製品の管理運用方針

情報システム関連製品の運用に当たっては、環境負荷の低減が行われるよう、次の点に留意すること。

(1) 使用

減価償却期間を過ぎても、可能な限り保守や修繕をし、長期間使用すること。

(2) 廃棄・処分

パソコンリサイクル法に基づいた廃棄や他の用途への再利用等、適切な方法で処分すること。その際、データは、専用ソフトによる完全消去等の処理を行い、個人情報・機密情報の漏えいがないようにすること。

6 その他

本基準に記載のない事項に関しては、「葛飾区グリーン購入推進指針」の定めに従うこと。

付 則

この基準は、平成23年4月4日から施行する。